

第4回国際コンファレンス

「地域金融の現状と今後」

の概要

金融研究研修センターでは平成20年1月18日（金）に、慶應義塾大学大学院経済学研究科・商学研究科連携21世紀COEプログラムとの共催により第4回国際コンファレンス「地域金融の現状と今後」を開催した。わが国では、地域密着型金融（いわゆるリレーションシップバンキング、以下リレバン）の考え方にに基づき、各地域金融機関が中小企業の再生や地域経済の活性化のための各種取組みを進めており、その進捗状況については、各種取組みの件数・金額の増加等が見られるなど、総じて着実に実績があがっている。しかし、このような取組みの進捗にも関わらず、利用者からは、「事業再生」や「担保・保証に過度に依存しない融資の推進」、「地域貢献」といった点について、取組みが不十分との声も聞かれる。そこで本コンファレンスでは、地域金融が地域経済の活性化につながっているとされているドイツや、地域・中小企業への融資が活発なアジアと日本の現状を比較検討するとともに、今後の日本の地域金融のあり方について議論を行った。当日は国内外の研究者、在京各国大使館関係者、金融機関などから約200名の参加があった。

開会挨拶

佐藤隆文 金融庁長官

（代読：丸山純一 金融庁総務企画局審議官）

佐藤長官からの開会挨拶（当日は急用のため、丸山審議官による代読）においては、わが国の地域金融の経験と現状を踏まえての本コンファレンス開催の意義について言及があった。概要は以下のとおりである。

金融庁ではリレバンの機能強化に向けて、平成15年度より4年間に2次にわたるアクション・プログラムを実施し、各中小・地域金融機関において様々な取組みが進められてきた。アクション・プログラム終了後の評価結果によると、総合的には一定の評価を得たといえるが、事業再生など一部の施策には消極的評価が積極的評価を上回るものがあり、課題も明らかになった。このような取組みや評価を踏まえ、平成19年4月の金融審議会第二部会の報告書では「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化」等の3項目について、各中小・地域金融機関に引き続き取組みが求められているところである。

金融庁では平成19年8月にこれらのリレバンへの取組みを中小・地域金融機関向け監督指針に

盛り込んだところであり、今後はこの枠組みの中でフォローアップを行うことになる。このような中、「地域金融の現状と今後」というテーマで今回のコンファレンスを開催し、日本を含む各国の中小・地域金融の経験・現状と今後の取組みについて議論できることは、大変意義深いことと考えられる。

セッション1 テーマ：日本の地域金融の経験と現状

議長：知原信良 金融庁総務企画局参事官

セッション1では「日本の地域金融の経験と現状」をテーマとして、渡邊輝氏（金融庁監督局総務課 協同組合組織金融室長）、塚原治氏（中小企業金融公庫 理事）及び阿部淳氏（北日本海事株式会社 代表取締役）から報告が行われた。

渡邊氏からは、地域金融に対する金融行政の取組みについての包括的な報告がなされた。概要は以下のとおりである。

日本におけるリレバンの取組みは、平成14年の金融再生プログラムにおいて中小・地域金融機関の不良債権問題への対処法として検討が進められ、平成15年の金融審議会第2部会の報告を踏まえて、2次にわたるアクション・プログラムが実施された。平成19年にはリレバンの進捗状況がまとめられ、取組み件数、融資実績などは目標を上回り達成されたとアクション・プログラムの取組みが評価された。その一方で消極的評価においては、依然として担保・保証に依存しており、目利き能力が不足していることなどの課題が指摘された。

こうした状況を踏まえ、金融庁としてはリレバンへの取組みを監督指針に盛り込み、恒久的枠組みの下で推進しつつ、これまでの取組みの画一的・総花的な傾向を反省し、今後は地域の特性を活かした各金融機関独自の取組みや創意工夫を尊重することとした。地域の金融ニーズに適切に対応し利用者から十分な信認を得ることは、金融機関の収益性や経営健全性の向上に資するものと考えられるので、各金融機関におけるリレバンへの積極的かつ自主的な取組みを期待する。

塚原氏からは、リレバンにおける中小企業金融公庫の役割及び地域金融機関との連携についての報告がなされた。概要は以下のとおりである。

中小企業金融公庫と地域金融機関との連携は、創業・新事業支援、早期事業再生支援、証券化支援、経営相談・改善提案支援、人材育成協力といった分野で行われており、ほぼ全ての地域金融機関と覚書（MOU）を交わしている。融資の際には、社会的に意義のある分野や地域の経済発展に資する案件を支援すること、また単に融資をするだけでなく、その後も支援・援助をすることとしている。その結果、地銀との協調融資は着実に伸びており、平成18年度では3億円以上の融資で99%の案件において協調融資が実現している。

また、リスク分散を通じて中小企業の資金調達円滑化に資する証券化支援は、買取型及び保証型の枠組みが整備されたことによって、実績も徐々に伸びている。だが現段階では、住宅ローンを中心とした不動産の証券化に比べて、中小企業金融の証券化の規模は小さい。そのため、企業の資金調達手段として間接金融から直接金融への移行期を担う証券化の将来性を鑑み、情報の非

対称性など証券化市場が持つ課題に対し対策を講じている。その結果、中小企業向け貸付債権に係る資産担保証券市場における中小企業金融公庫のシェアは、平成 18 年度には 26%を占めるようになった。

阿部氏からは、借り手企業の立場から見た日本の地域金融の経験と現状についての報告がなされた。概要は以下のとおりである。

地域経済活性化は地域（マイクロ）経済のみで成しうるものではなく、マクロ経済の動向にも依存している。よって、金融、財政（税制、インフラ整備）といった政策の方針が、マイクロとマクロで整合している必要がある。その意味で、今般、省庁横断的な「地域再生戦略」が策定されたのは評価できる。こうした戦略によって地域経済に明るい展望が開けてこそ、地方の起業家に創業意欲が起こる。企業に金融（資金繰り）をつけるという政策以前に、起業家のやる気を喚起する政策がまず望まれる。

借り手企業の経営内容が良くなってから融資をするのではなく、企業動向を先取りし成長段階から参画して企業を育成することこそ、地域金融機関の役割と考える。規模の小さい地域金融機関はハイリスクの融資を行う体力がないとの声も聞くが、もしそうであるならば合併するべきとも考える。また、地域金融機関の人的経営資源は、金融検査への対応に過度に配分されている印象を受けており、企業経営アドバイスなどの現場により多くの人材が配分されることを希望する。

自由討議では、「地域経済における中小企業の事業継承問題」、「中小・地域金融機関の合併」等が議論された。概要は以下のとおりである。

少子化の影響もあり、日本で事業継承問題は大きくなりつつある。ただし日本の企業オーナーは、事業に精通していれば子供でなくても親戚や従業員に引き継いでいいと考えているが、決して高く売れるなら（海外・国内資本を問わず）誰にでも売却するというわけではない。

中小・地域金融機関の合併は、規模拡大や合理化という効果が期待される一方で、地域金融における競争圧力の減少や合併後の金融機関の地域性の喪失という懸念もあり、簡単な問題ではない。

セッション 2 テーマ：ドイツの地域金融の経験と現状

議長：吉野直行 慶應義塾大学教授（兼）金融庁金融研究研修センター長

セッション 2 では「ドイツの地域金融の経験と現状」をテーマとして、トーマス・ケイデル氏（ドイツ貯蓄銀行連合 金融市場関係部門ディレクター）から、中小企業・地域金融におけるドイツの経験と現状に関する報告が行われた。概要は以下のとおりである。

ドイツ貯蓄銀行連合は傘下機関数 640 を数える金融グループであり、グループ総資産 3 兆 4000 億ユーロは、UBS やシティグループといった欧米の金融グループの 2 倍以上の規模となっている。貯蓄銀行連合はドイツ国内に最も充実した支店網を有しており、多くの地域で 1 支店当たりの人口は 4000 人以下となっている。この地域密着性に加えて、2000 年代初頭にドイツの銀行制度が

動揺した際に、中小企業にとっても貯蓄銀行とのリレーションが重要との認識が広まり、貯蓄銀行連合は中小企業向け貸出市場の44%のシェア（2006年）を占めるようになってきている。

貯蓄銀行はベンチャー・キャピタルや資本市場へアクセスするためのIPO、あるいはMBOなどのM&Aなど、中小企業向けにカスタマイズされた企業金融サービスを提供しており、新興企業の半数に資金を提供している。また、貯蓄銀行は営業方針として経営アドバイスにも注力しており、積極的な助言活動によって顧客ロイヤルティの強化を図っている。地域における強固な地盤、及び商品とサポートの両面における質の高さが、顧客からの信頼につながっている。

この報告に対して、山村延郎氏（拓殖大学 准教授、金融庁金融研究研修センター 特別研究員）からコメント及び質問があった。概要は以下のとおりである。

ドイツの中小企業は相対的に独立性が高く、自社製品を幅広い顧客に販売していると一般的にいえる。EUの成立によって、ヨーロッパでの国境は経済活動上ほとんど存在しなくなったため、中小企業も自社の強みを活かしつつ、営業活動はグローバルな展開が求められている。こうした中小企業を支援するため、ドイツの地域金融機関も単なる融資にとどまらず、幅広い金融サービスを提供している。

貯蓄銀行が行っている幅広い金融サービスには、ケイデル氏の報告によると、投資銀行業務も含まれているようだが、その目的はどのようなものであろうか。中小企業の需要が多いからであろうか、中小企業・地域経済に対する金融機関としての社会的使命からであろうか、あるいは収益性が高いからであろうか。

山村氏の質問に対するケイデル氏の回答は、以下のとおりである。

中小企業向けの投資銀行業務、あるいは経営アドバイスといったものは、需要はあるものの、大手の金融機関は取引額が小さいために参入しない分野といえる。貯蓄銀行グループの各銀行は、取引を通じて地元経済の情報を詳細に把握している。そのため、例えば、ある地域への新規出店に関する実現可能性（競合企業の存在等）など、顧客企業のニーズに合ったアドバイスを提供することができる。

セッション3 テーマ：アジアの地域金融の経験と現状

議長：塚原治 中小企業金融公庫理事

セッション3では「アジアの地域金融の経験と現状」をテーマとして、ボンサック・シワシャラット氏（タイ中小企業開発銀行 総裁）、及びビュン・ソン・チョウ氏（韓国中小企業銀行経済研究所 所長）から報告が行われた。

ボンサック氏からは、中小企業・地域金融におけるタイの経験と現状に関する報告が行われた。概要は以下のとおりである。

タイでは企業数の99%が中小企業に属するにも関わらず、商業銀行は中小企業への融資に積極

的であった。また、中小企業の担い手となる中低所得者層の多くは十分な担保がないために、公式の銀行部門から資金調達できなかった。そのため、闇市場から融資を受けることになり、最終的に事業継続が困難となるケースが散見された。タイ中小企業開発銀行は、このような状況を解消するために2002年に設立された政府系金融機関である。

タイ中小企業開発銀行は、農村における起業を促進し製品を国内外に拡販するため、「一村一品融資」と名づけた融資プログラムを2003年に開始した。これまで2万2千村130万人に対しての融資実績をあげている。また「資産の資本化（担保化）」と題したプログラムによって、借り手の有形・無形資産を査定し、それらの資産を担保として活用することを進めている。さらにタイ中小企業開発銀行は、中小企業に対しての単なる資金提供者としてだけでなく経営アドバイザーとしての役割も担い、起業家精神が根付いた社会の造成に資することを目標としている。

チョウ氏からは、中小企業・地域金融における韓国の経験と現状に関する報告が行われた。概要は以下のとおりである。

中小企業金融には高い信用リスク・低い収益性・情報の非対称性といった特徴があることから中小企業は利率・期間といった面での不利が否めない。韓国政府は中小企業金融の必要性と意義を認識し、中小企業金融支援政策を実施してきた。例えば、中小企業向けに利用可能な資金供給を拡大するために、中央銀行が各銀行に推奨中小企業貸付比率を設定したり、中小企業振興資金を設立したりしている。併せて、中小企業の信用補完機能を強化するために、信用保証制度や輸出保証制度の充実を図っている。

さらに、韓国では中小企業・地域金融支援を目的として、中小企業銀行（1961年設立）などの政府系金融機関が設立されてきた。1997年の金融危機や2004年～2005年の景気後退の際、民間銀行はBIS比率を維持しようと中小企業向け貸付を削減した。こうした貸し渋りに対して、中小企業銀行は中小企業金融を積極的に支持した結果、中小企業向け貸付純増分の74%（2004年）、55.5%（2005年）を占め、中小企業から最も信頼される銀行として指名されるようになった。今後はリレバンの強化を目標とし、経営コンサルティング機能を拡充する計画である。

これらの報告に対して、藤野次男氏（横浜市立大学 教授、信金中央金庫総合研究所 顧問）からコメントがあった。概要は以下のとおりである。

中小企業・地域金融において、地域金融機関にはリレバンは有効なビジネスモデルと考えられる。しかし長期的な視野に立つリレバンは、時として収益性の低下や不良債権処理の遅延を招く恐れもある。リレバンの更なる実施に当たっては、金融機関としてはリスク管理や収益性の強化、地域経済としては地域・中小企業への円滑な資金供給の確保と金融機関の健全性確保のどちらを優先するかが課題となる。

タイや韓国においても、中小企業・地域金融への積極的な取組みによって、融資実績が上がっていることが報告された。日本においても、これまで2次にわたるアクション・プログラムで数値目標はある程度実現されている。しかしながら、こうした融資実績が金融機関や借り手である中小企業のみならず、地域経済にどのような効果を発揮したかは必ずしも明確ではない。この分野での検証が今後の課題であろう。

またポンサック氏及びチョウ氏の報告へのコメントとして、早川洋氏（横浜銀行 副頭取）は、日本の地方銀行の経験を踏まえた報告を行った。

中小企業・地域金融を進める際の地方銀行にとっての課題は「目利き能力のある銀行員をいかに育てるか」である。顧客ニーズとして融資にとどまらない経営支援が求められるなか、十人十色である経営者の悩みをいかに汲み取り、個々の問題に最適な解決策を提供するためには、各行員の目利き能力が重要となる。また、個々の銀行で全ての顧客ニーズを満たすのは経営資源配分の観点からは非効率であるので、他金融機関と提携を進めている。提携の枠組みに、顧客の潜在的ニーズをいかに載せられるかは、やはり各行員の目利き能力に依存することになる。

また、リテール・バンキングはコストがかかる事業であるという性質から、各地方銀行は全国地方銀行協会（地銀協）において共同事業を行ってコスト削減を図っている。その一例として、信用リスク定量化システムの開発が挙げられる。現在では、65万の取引先（中小企業貸出）の情報がデータベースに蓄積されている。地域に密着した地方銀行にとって、融資の地域集中リスクは避けたいリスクといえる。今後は、信用リスク定量化システムに蓄積されたデータを活かし、証券化を促進することでこのリスクを回避しながら、地域への資金供給を行うという役割を果たしていくことを考えている。

自由討議では、「中小企業・地域金融におけるビジネスモデル」、「信用保証と借り手のモラルハザード」等が議論された。概要は以下のとおりである。

タイにおいて、民間銀行が中小企業金融を実施する対象は、十分な担保を有する企業に限定される。そこでタイ中小企業開発銀行は、担保が十分でない中小企業やスタートアップ企業を対象としている。また、中小企業の発展が国の発展につながるという観点から、単なる資金提供にとどまらず、これら企業の育成も目的としており、マーケティングや会計といった経営ノウハウの指導も行っている。

韓国において、信用保証比率は当初 100%であって、借り手のモラルハザードと考えられる事例が散見された。そこで現在では、信用保証比率は 80%に低下させており、モラルハザードの抑制効果が期待される場所である。

セッション4（パネル・ディスカッション） テーマ：地域金融の今後の取組み **議長：丸山純一 金融庁総務企画局審議官**

セッション4では「地域金融の今後の取組み」をテーマとしたパネル・ディスカッションが行われた。ディスカッションに先立ち、長谷川靖氏（金融庁監督局 銀行第2課長）から報告が行われた。

長谷川氏からは、日本における地域密着型金融の現状と課題についての報告が行われた。概要は以下のとおりである。

平成14年の金融再生プログラムにおいて、地域（の借り手）に密着した中小・地域金融機関の

不良債権問題への対処法としては、不良債権のオフバランス化はそぐわないとされ、リレバンが検討されることになった。2次にわたるアクション・プログラムが実施された結果、取組み件数、融資実績などは目標を上回り達成された一方で、事業再生、不動産担保や個人保証に過度に依存した融資、地域貢献の分野で成果が不十分と評価された。

競争が激化する中小企業・地域金融の現状に鑑みれば、中小・地域金融機関の収益力強化のためにも、単なる資金供給でなく顧客ニーズを十分に把握した付加価値の高いサービスの提供が不可欠である。今後のリレバンへの取組みは、ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化、中小企業に適した資金供給手法の徹底、持続可能な地域経済への貢献の3点に重点を置くこととしている。金融庁としては、平成19年8月にリレバンへの取組みを監督指針に盛り込んだところであり、今後は、この恒久的枠組みの下で金融機関の自主的な取組みを促し、当局としてもそれらの取組みについて定期的な意見交換を行うなど、日常の監督のなかで適切にフォローアップしていきたいと考えている。

長谷川氏の報告に対し、吉戒孝氏（福岡銀行 取締役常務執行役員）は、日本の地方銀行の経験を踏まえた報告を行った。概要は以下のとおりである。

当行のこれまでのリレバンへの取組みを整理すると、伝統的商業銀行業務の領域とそれ以外の新規領域に大別できる。伝統的商業銀行業務の領域では、起業への人材派遣によるリレーション構築等による競争力（情報力）の強化・蓄積、顧客の経営課題への個別対応を通じたソリューション提供による営業の高付加価値化、動産担保融資などの新種の商品提供によるリテール展開が挙げられる。ただし、動産担保融資などは技術的に可能となった段階であり、新たな取組みが収益に寄与するまでは多少の時間を必要とすると考ええる。

また、新規領域では各種ファンドの組成が挙げられる。当行では2003年に地域型事業再生ファンドを組成し、不良債権処理・事業再生の受け皿とした。こうした不良債権のオフバランス化の一方で、債権回収（サービサー）子会社を設立し担当者を出向させることで、取引先とのリレーション維持を図っている。また2006年には、ベンチャー企業育成・事業承継などを目的とした地域貢献ファンドを組成した。ただし、主として預金で資金を調達する商業銀行において、ファンドで運用する枠組みが十分に機能する段階には至っておらず、今後の課題である。

ディスカッションに先立ち、吉野センター長から総括的報告が行われた。概要は以下のとおりである。

これまでも所得や生産性といった側面で地方格差は存在していたが、中央からの所得移転や公共投資などで、埋め合わせがなされていた。しかし中央政府の財政状況が厳しくなる中、このような枠組みに大きく依存することは今後困難になると予想される。よって、地方経済における投資需要をいかに発掘し、それをいかにファイナンスするかは喫緊の課題であるといえる。

地域経済・中小企業の活性化にはリスクテイクが必要であるから、資金需要の全てが銀行貸出という単一の資金供給手段でまかなわれるのは必ずしも望ましくない。したがって、金融持株会社の傘下に多様な金融機関を配置し、事業プロジェクトのリスクに応じて貸出、投資信託、ファンドといった複数の資金供給スキームを用意すべきである。民間投資、公共投資を問わず、市場を通じて、投資プロジェクトの収益性が評価されることが必要である。

ディスカッションでは、地域金融機関におけるファンドの活用等が議論された。概要は以下のとおりである。

銀行預金を以ってリスクの高いプロジェクトに融資することは限界があるのは事実だが、資金調達手段をファンドに切り替えれば、どのような分野でも高リスク投資が可能になるかという点、ということでもない。不良債権ファンドは高リスクといえ、15～20%の期待収益率を見込んだ機関投資家の資金を集めることができる。しかしベンチャーファンドなどは、機関投資家といえどもなかなか投資が行われないのが現状である。

日本にリスクマネーの供給が少ないのは、家計（個人）の金融資産が銀行預金に偏っているためであるが、それは預金保険の適用範囲が広いからと考えられる。預金保険も保険料が必要で、銀行預金が無リスクとなるためにはコストがかかっている。だが、安全性を志向するため、金融資産がリスクマネーには流れていないのが現状である。引き続き、貯蓄から投資への流れを促進する施策が必要である。

閉会挨拶

吉野直行 慶應義塾大学教授（兼）金融庁金融研究研修センター長

吉野センター長から参加者各位に謝意が伝えられ、閉会挨拶とされた。

以上